

新潟市における河川空間・道路空間の活用とその収支構造

研究官 深沢 瞳

研究官 高橋 慶

研究調整官 吉野広郷

(要旨)

民間事業者等による公共空間（道路空間、河川空間および公園）の利活用が活発化している。こうした取組が持続的に行われるためには、活用の担い手である民間事業者等が活動資金を安定的に確保する仕組みが必要となる。本稿は、新潟市における河川空間・道路空間の活用の取組を中心に、各事例の取組内容や収支状況、イベント開催にかかるコストについてその実態を紹介するとともに、各事例の活動資金の確保手法に着目して分析した。新潟市における河川空間および道路空間活用の取組事例は、いずれも①固定的に活動資金を確保する仕組みを有している点、②個別イベントなどの実施にあたり、固定的な活動資金以外の資金調達手段を確保している点、③公共空間活用の周辺にいるステイクホルダーが、活動資金の調達を通じて、間接的に公共空間活用に参画している点、④行政の適切な関与がある点の4点に特徴があることを把握した。

1. はじめに

国土交通政策研究所では、2022年度から2023年度の2年間を通じ、「公共空間活用と持続可能な地域経営に関する調査研究」として、道路空間、河川空間および公園の公共空間活用が、都市機能やエリアの価値、市民生活等に与える効果の検証や、官民一体による継続的かつ効果的な運営を可能とする手法、持続可能な地域経営に向けた行政支援のあり方について検討している¹。2022年度は、国内外の公共空間活用事例調査を行い、特に国内事例調査については、アンケート調査や現地事例調査による公共空間活用の実態を把握し、優良事例の官民連携の手法や成果、取組が周辺地域に対して与える効果について調査研究を実施した²。2023年度は、昨年度の調査結果を踏まえ、民間事業者等が持続的に公

¹ 本研究の研究概要の詳細については、深沢瞳、鶴指眞志、酒井聡佑、田中和氏（2023）「公共空間活用と持続可能な地域経営に関する調査研究」国土交通政策研究所紀要 81号 pp.35-39.

² 2022年度調査については、アンケート調査につき、深沢瞳、鶴指眞志、酒井聡佑、田中和氏（2023）「地方自治体による公共空間活用の実施状況」国土交通政策研究所紀要 81号 pp.43-57、河川空間の活用につき、深沢瞳、多田智和、酒井聡佑、兼元雄基、田中和氏「河川空間活用事例調査研究（中間報告）」国土交通政策研究所紀要 81号 pp.67-85、公園の活用につき、田中和氏、鶴指眞志、深沢瞳、兼元雄基（2023）「公園空間活用事例調査研究（中間報告）」国土交通政策研究所紀要 81号 pp.87-109、道路空間の活用につき、鶴指眞志、深沢瞳、田中和氏、兼元雄基（2023）「道路空間活用事例調査研究（中間報告）」国土交通政策研究所紀要 81号 pp.147-163、米国の公共空間法制度調査につき、深沢瞳

公共空間を活用する上で前提となる、公共空間活用事業からの収益確保に着目し、活用事例の収益構造や官民一体による効果的な運営手法（資金調達方法、運営スキーム等）等に焦点を当て、調査研究を実施している。本稿は、2023年度に実施した国内現地事例調査のうち、新潟市における河川空間・道路空間の活用の取組およびその収支構造について紹介し、特に活動資金の調達手法に着目し、その特徴について分析する。

2. 新潟市における公共空間活用の取組

新潟市は、新潟駅、万代、万代島、古町をつなぐ都心軸周辺エリアを「にいがた 2km」と呼び、都心エリア一帯を活力のある地区とすることを目指している。このことは、市の総合計画である「新潟市総合計画 2030」（2023年度～2030年度）でも確認されており、人中心のウォークラブルな空間形成に資する環境の整備や良好な景観形成、緑化の推進、水辺空間の魅力創出、公共空間の利活用などの公民連携による取組の推進を通じて、都心軸周辺エリアの魅力と価値向上につなげるとしている³。

にいがた 2km 圏内での公共空間活用が実施されている箇所をマッピングしたものを図1に示す。



図1 にいがた 2km 圏内における公共空間活用の取組実施箇所

出典：国土地理院地図を元に国土交通政策研究所作成

「米国・ニューヨーク市における公共空間活用の法制度」国土交通政策研究所紀要 81 号 pp.165-194 を参照のこと。

³ 新潟市（2023）「新潟市総合計画 2030」

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/seisaku/seisaku/sogo/sogokeikaku2030/index.files/keikakakuzentai.pdf>（最終閲覧日 2023 年 9 月 6 日） pp.73-75、p.188.

信濃川においては、萬代橋と八千代橋間の堤防「やすらぎ堤」において、河川空間のオープン化が図られている。また、信濃川の萬代橋より下流の港湾区域においても公共空間活用が行われており、例えば、新潟港湾事務所が管理する「万代テラス」では、賑わいの創出に向けた取組が実施されている⁴。万代地区の道路空間においては、道路法が規定する「歩行者利便増進道路制度」（以下「ほこみち制度」という。）⁵や国家戦略特別区域法に基づく道路占用許可の特例を活用しながら、マルシェやテラス席の設置などの取組が行われている⁶。

さらに、新潟市では、エリアの魅力や価値を高め、まちに滞在したくなる“人中心の空間づくり”を目指していく社会実験も積極的に行われている。例えば、新潟駅から万代方面に向かう東大通では、2023年9月16日から10月15日までの1ヶ月間、車線規制時の影響や利活用について検討する「東大通みちばたりビング」が開催されていた⁶。

第3章では、新潟市で展開される様々な公共空間活用の取組のうち、河川空間・道路空間の活用概要とその収支状況、イベント開催にかかるコストについて紹介する。

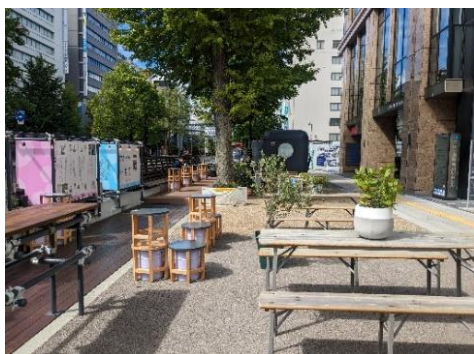


写真1 新潟市内の公共空間活用の様子（左・東大通みちばたりビング、右・万代テラス）

出典：いずれも国土交通政策研究所撮影（2023年9月）

3. 河川空間・道路空間活用の取組内容と収支構造

(1) 河川空間の活用

① ミズベリング信濃川やすらぎ堤の活用概要

「やすらぎ堤」は、信濃川水門から萬代橋までの本川下流に整備された堤防である。このうち、萬代橋と八千代橋間の区域にある兩岸堤防および流水面は、2016年2月25日に都市・地域再生等利用区域に指定（図1参照）され、「ミズベリング信濃川やすらぎ堤」とし

⁴ 万代テラスでの賑わいの創出に向けた事業については、「万代テラスハジマリヒロバ」
<https://www.bandaiterrace-hajimarihiroba.com/>（最終閲覧日 2023年10月13日）参照のこと。

⁵ ほこみち制度及び国家戦略特別区域法に基づく道路占用許可の制度的説明については、鶴指、深沢、田中、兼元（2023）pp.147-163 とりわけ pp.148-149 を参照のこと。

⁶ 新潟市、東大通利活用実行委員会（2023）「東大通みちばたりビング」
<https://www.niigata-michibata-living.com/>（最終閲覧日 2023年10月13日）。

て活用されている⁷。図2に、ミズベリング信濃川やすらぎ堤（右岸）活用事業のスキームを示す。

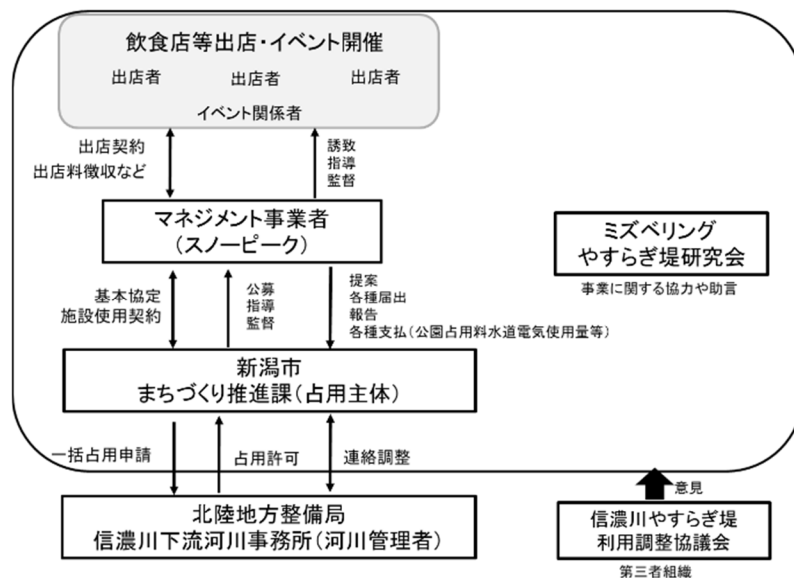


図2 ミズベリング信濃川やすらぎ堤(右岸)活用事業スキーム

出典:新潟市資料に基づき作成⁸

河川管理者は、国土交通大臣で、北陸地方整備局信濃川下流河川事務所（以下「信濃川下流河川事務所」という。）が当該箇所の整備・管理を担当し、占用主体は新潟市である。都市・地域再生等利用区域を活用するマネジメント事業者は、新潟市が実施する公募手続により選定される。信濃川やすらぎ堤利用調整協議会は、占用区域の適切かつ公平な使用が推進されるよう、事業者の選定に際して作成される募集要領について意見を述べるとともに、事業者を選定する段階においては、評価委員として選定に関与する⁹。

新潟市は、2023年度のマネジメント事業者を右岸側と左岸側に分けて公募し、右岸側については、株式会社スノーピーク（以下「スノーピーク社」という。）がマネジメント事業者に選定された¹⁰。

⁷ 新潟市「ミズベリング信濃川やすらぎ堤」

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/machisai_top/mizbering/index.html（最終閲覧日 2023年10月16日）。

⁸ 新潟市（2022a）「信濃川やすらぎ堤 マネジメント事業者公募型プロポーザル実施要領」

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/machisai_top/mizbering/mizube23-25proposal.files/mizube_jisshiyouryou2022.pdf（最終閲覧日 2023年10月16日）p.6。

⁹ 新潟市（2023a）「信濃川やすらぎ堤利用調整協議会の概要」

<https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzo-kukikankonwakai/konwakai/sonota/toshiseisaku/machisui/yasuragiteiriyou/kyougikaigaiyou.html>（最終閲覧日 2023年10月17日）。新潟市（2022a）p.20。

¹⁰ 新潟市（2023b）「ミズベリング信濃川やすらぎ堤マネジメント事業者選定に係る公募型プロポーザル

ミズベリング信濃川やすらぎ堤の活用の特徴として、河川管理者である信濃川下流河川事務所との調整（河川法の各種許可申請（第 24 条、第 26 条）や一時使用届出書）は、占用主体である新潟市が河川管理者と協議を行い、提出している点が挙げられる¹¹。このように、地方公共団体が河川管理者と民間事業者の間に入り、利活用を仲介する形式は、民間事業者、地方公共団体の 2 者にとってメリットがある。スノーピーク社は、市が仲介することにより河川活用に必要な各種手続きがやりやすくなる¹²。新潟市にとっても、河川管理者と民間事業者の間に入ることで、河川空間の利活用に市の方針を反映できるという利点がある¹³。

② 2023 年度の活用内容

スノーピーク社は、新潟市との間で「信濃川やすらぎ堤施設使用基本協定」と施設使用契約を締結する。事業期間は基本協定の締結日から 2026 年 3 月 31 日までの 3 年間であるが、施設使用契約は、1 年ごとに更新する。マネジメント事業者に事業期間延長の意向があり、2024 年度の協議会による事業評価において、良好な評価を受けることによって、最長で 2 年間（2028 年 3 月 31 日まで）事業期間を延長できる¹⁴。

2023 年度の年間活用を表 1 に整理した。主な活用期間は 4 月からとなっている。

表 1 2023 年度ミズベリング信濃川やすらぎ堤右岸側活用スケジュール

2023年4月	2023年5月	2023年6月	2023年7月	2023年8月	2023年9月	2023年10月	2023年11月
お花見 キッチンカー 水辺体験CAMP	水辺体験CAMP		水辺体験CAMP		水辺体験CAMP	水辺体験CAMP	水辺体験CAMP
		ミズベリング水辺アウトドアラウンジ(6月～9月)					
水辺 DAY CAMP(4月～10月)							

出典:スノーピーク(2023)「2023 年事業計画書」及びヒアリングを元に国土交通政策研究所作成¹⁵

写真 2 は、2023 年 6 月 17 日から 9 月 24 日までの約 3 ヶ月間開催された「ミズベリング水辺アウトドアラウンジ」の活用の様子である。事業実施区域となる都市・地域再生等利用区域は、日々撤去が可能な仮設物等の設置が可能な区域（主に高水敷）と店舗等の設

について」https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/machisai_top/mizbering/mizube23-25proposal.files/mizube_kekka2023.pdf（最終閲覧日 2023 年 10 月 16 日）。

¹¹ 2023 年 9 月 21 日に実施した新潟市とのヒアリング調査による。

¹² 2023 年 9 月 22 日に実施したスノーピークとのヒアリング調査による。

¹³ 2023 年 9 月 21 日に実施した新潟市とのヒアリング調査による。

¹⁴ 新潟市（2022a）p.3.

¹⁵ スノーピーク（2023）「2023 年事業計画書」

https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/gyoseiunei/sonota/fuzo-kukikankonwakai/konwakai/sonota/toshiseisaku/machisui/yasuragiteiriyou/kai-saizyoukyou.files/22-30_shiryous.pdf（最終閲覧日 2023 年 9 月 20 日）。

置が可能な区域（都市公園区域、主に堤防天端等）に分けられる¹⁶。高水敷にはタープやテントが設営され、堤防天端等にはアウトドアラウンジの運営期間中、ウッドデッキや飲食店舗が常設される。店舗等の設置が可能な区域は、新潟市が維持管理する都市公園区域でもあるため、活用事業者は、新潟市から都市公園占用許可を受け、占用料を支払った上で、活用する。

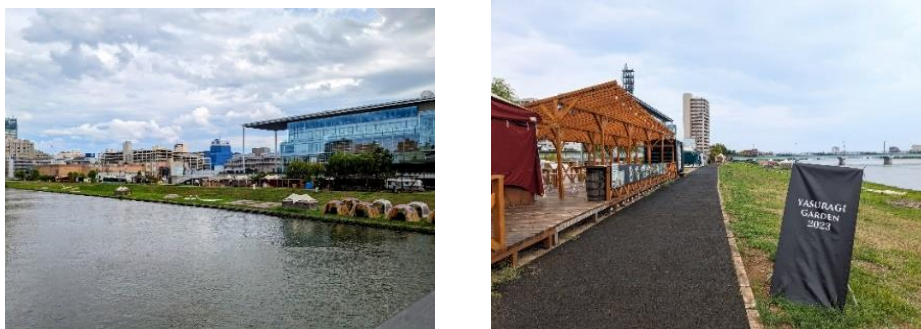


写真2 ミズベリング水辺アウトドアラウンジ

（左・活用区域全体の様子。右・公園緑地部分に設置された飲食店舗の様子）

出典：いずれも国土交通政策研究所撮影（2023年9月）

常設飲食店やイベント出店者との出店調整はスノーピーク社が行う。ミズベリング水辺アウトドアラウンジの出店者のほとんどは、常設型の飲食店であるが、キッチンカーの募集も行う。キッチンカーは、スノーピーク社が指定した出店可能場所にて、出店希望日に営業する。スノーピーク社は、自社ウェブサイトやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）を通じて、出店者を募集し、業種やコンセプトの重複がないよう選定する。スノーピーク社の担当者によれば、応募者は、新潟市内の飲食店経営者や将来飲食事業を検討しているスタートアップ事業者など様々で、中には東京から新潟に事業拠点の移転を検討している県外事業者からの応募もあったとのことである¹⁷。

出店者は、スノーピーク社との間で出店契約を締結する。常設飲食店舗の出店者は、スノーピーク社に対して、ブース賃料（売場面積や売上により変動あり）を出店料として支払うとともに、使用した水道・電気料金を支払う¹⁸。天候により店舗運営が左右されることのリスクは出店者が負担する。

¹⁶ 新潟市（2023c）「信濃川やすらぎ堤 マネジメント事業者公募型プロポーザル実施要領 別紙5 事業区域平面図」https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/machisai_top/mizbering/mizube23-25proposal.files/405_heimenzu.pdf（最終閲覧日 2023年12月7日）

¹⁷ 2023年9月22日に実施したスノーピーク社とのヒアリング調査による。

¹⁸ スノーピーク（2023）「ミズベリング信濃川やすらぎ堤 2023 キッチンカー（移動販売車）出店令和5年度施設使用者要綱」

<http://sbs.snowpeak.co.jp/mizbering/968b7f1d855ac8a76b589ab058aff5a05992d67e.pdf>（閲覧日 2023年10月19日）

③ 事業資金の確保、収支状況、個別イベント開催経費

スノーピーク社は、ミズベリング信濃川やすらぎ堤にかかる事業資金を自己資金（出店料や出店者がテントやタープなどの備品を購入した際の売上）とイベント収入（テントの貸し出しや企業を含む外郭団体主催のイベント等）により確保している。

表2にミズベリング信濃川やすらぎ堤の年間収支状況を整理した。

収入のほとんどは常設店からの出店料である。支出は人件費が半分を占め、残りの半分は、破損した備品の補填や備品運搬費、公園占用料や水道電気料金である。

ミズベリング信濃川やすらぎ堤の場合、河川を占用する際に発生する河川占用料は免除されているが、ミズベリング信濃川やすらぎ堤は、事業実施区域の地理的特性上、店舗等の常設型の物件を設置するためには、都市公園区域を占用しなければならない。そのため、都市公園区域を占用する際に発生する公園占用料の支払が必要経費となる。もともと、新潟市は、ミズベリング信濃川やすらぎ堤実施期間中、行政からの支援として周辺の環境整備を行っており、2022年度は仮設トイレの設置、2023年度は活用区域の除草が行われた¹⁹。スノーピーク社の担当者によれば、仮設トイレの設営や除草を自ら手配した場合、支払った公園占用料に相当する金額を支払うことになるため、公園占用料を支出することに金銭的な負担は感じていないとのことであった。

表2 2023年度のマネジメント事業者(スノーピーク社)の収支状況

収入構成(年間)
・常設飲食店からの出店料(90パーセント) ・スノーピーク主催のイベント、キッチンカーのスポット出店料(10パーセント)
支出構成(年間)
・人件費(50パーセント) ・破損した備品の補填や備品運搬費、公園占用料、水道・電気料(50パーセント)

出典:2023年9月22日に実施したスノーピーク社とのヒアリングに基づく。

次に個別イベント「水辺体験CAMP」の開催にかかったコストを表3に示す。

水辺体験CAMPは、やすらぎ堤内に簡易的な杭とロープで専用のエリアを設け、街中という身近な自然の中でキャンプを楽しむキャンプイベント(1泊)である。

イベント開催にかかる費用は、参加料と自己資金(スノーピーク社によるキャンプイベント用の予算)により賄われ、主な支出は人件費と参加者に貸し出すレンタルテントの購入費である。イベント開催にあたって費用や人員等の負担が一番多い事項は、運営スタッフの確保であり、行政との調整を要した事項としては、やすらぎ堤内にキャンプ参加者の車の進入を認めるかどうかが挙げられた。河川空間でのイベント実施の申請等をする際、

¹⁹ 2023年9月21日に実施した新潟市とのヒアリング調査による。

新潟市が間に入り、信濃川下流河川事務所とのやりとりを仲介するためやりやすさを感じる面もあるとのことであった。

表 3 水辺体験 CAMP の開催にかかったコスト

イベント名	水辺体験CAMP
開催日	年 5 回程度(不定期開催)
イベントや個別取組の内容	やすらぎ堤で、簡易的な杭とロープで専用のエリアを設けて街中という身近な自然の中でキャンプを楽しむ。
参加者数	10 人～20 人
開催に要した費用とその内訳	
人件費、レンタル用テントの購入費	
イベントの開催に際して費用や人員等の負担が多い事項	
<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフの人員確保。2 名体制(店舗スタッフ 1 名、スノーピーク担当者 1 名)で運営。参加者はテントに 1 泊するため、スタッフも 1 日常駐する。 ・レンタルテントは自社製品を使用。複数年にわたり使用することで全体として経費を抑えている。 	
関係機関等との調整に要した事項	
利用者の車をやすらぎ堤の中まで入れるかどうかの調整が難航した。	
関係機関等との調整において行政から要請された内容のうち、経費に大きく影響した内容やその負担規模	
行政からの要請は特になく、経費への影響はなし。	
運営資金の確保方法	
<ul style="list-style-type: none"> ・参加料(テントレンタルプラン 33,000 円、持ち込みプラン 5,500 円) ・自己資金(スノーピーク社で確保したキャンプイベント用の予算) 	
行政機関(新潟市)からのサポートの有無	
信濃川下流河川事務所との調整の仲介(イベント実施の申請など)	
同様のイベントやその他のイベント等の実施頻度	
2023 年度は、4 月、5 月、7 月、9 月、10 月及び 11 月にキャンプイベントを開催	

出典：2023 年 9 月 22 日に実施したスノーピーク社とのヒアリングに基づく。

(2) 道路空間の活用

① 道路空間活用の概要

新潟市における道路空間の活用は、先に述べた通り、ほこみち制度を活用したもの、及び国家戦略特別区域法に基づく道路占用許可の特例を活用したものの 2 種類が行われている。前者の制度に基づき、市道南 2-2 号線、市道南 2-4 号線の 2 路線が指定され、後者の制度に基づき、市道南 2-1 号線の 1 路線が指定されており、いずれの路線も新潟市内の一大商業地域である万代地区に位置している。

路線の占用主体としては、ほこみち制度に基づく市道南 2-2 号線、市道南 2-4 号線については、万代シテイ商店街振興組合（以下「商店街振興組合」という。）、国家戦略特別区域法に基づく市道南 2-1 号線は、新潟交通株式会社となっている。もっとも、商店街振興組合の事務局は新潟交通株式会社が担っていることから、ほこみち制度で占用している 2

路線についても、新潟交通株式会社が主体的に道路空間活用の取組を実施している。以下では、それぞれの路線の概要、及び活用経緯について紹介する。

【ほこみち制度も活用した道路空間活用事例（市道南 2-2 号線、市道南 2-4 号線）】

市道南 2-2 号線（通称万代シテイ通り）、市道南 2-4 号線（通称万代ガルベストーン通り）は、いずれも万代地区に位置する路線であり、前者の長さは約 120m、後者の長さは約 150m となっている。

これら 2 路線は、もともと 2 車線の車道であったが、歩行者中心の道路にしたいということもあり、2020 年までに車道を 1 車線とし、歩道を拡幅している。また、新型コロナウイルス感染拡大以前から、万代シテイ付近の道路を通行止めにし、歩行者天国化するなど、道路空間を活用したイベントは実施されていた。

ほこみち制度による活用に至る経緯としては、2020 年 6 月から実施された、沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を緩和する特例措置（以下「コロナ占用特例」という。）の活用がある。市道南 2-4 号線においては、2020 年 7 月～9 月に、コロナ占用特例を適用し、歩道上へのテーブル・ベンチの設置を行うなど、道路空間を活用した社会実験を実施した²⁰。その後、2022 年 4 月に北陸初となるほこみち指定を受け、まちのにぎわい創出に寄与する施設を設置するなど、さらなる利活用が期待される。これら 2 路線のほこみち制度の取組は、「にいがた 2km」のエリアのまちづくりの方針を示した『都心のまちづくり【「にいがた 2km の覚醒」】』（2022 年 2 月策定）の基本方針のうち、「Ⅲ.居心地が良く、市民が主役になるまちづくり」の推進項目に関するものである。

²⁰ 新潟市（2021）「万代ガルベストーンテラス社会実験 実施報告書（概要版）」
https://www.city.niigata.lg.jp/shisei/tokei/machisai_top/urban-design.files/galveston_hokoku-gaiyo.pdf（最終閲覧日 2023 年 12 月 7 日）



図3 市道南2-2号線の位置図



写真3 市道南2-2号線の様子



図4 市道南2-4号線の位置図



写真4 市道南2-4号線の様子

出典：(図3・4)国土地理院地図を元に国土交通政策研究所作成

(写真3・4)国土交通政策研究所撮影(2023年9月)

【国家戦略特別区域法による道路空間活用事例（市道南2-1号線）】

市道南2-1号線は、万代地区の中にある商業施設「万代シティビルボードプレイス(BP)」と「万代シティBP2」の間に挟まれている、長さ約115mの通りであり、先に紹介した信濃川やすらぎ堤と商業エリア中心部の中間地点に位置している。

2014年5月、新潟市は「大規模農業の改革拠点」として国家戦略特区に指定された。2014年12月に新潟市が提出した事業計画は農業分野事業に限定されていたが、2016年9月に本路線を活用した道路占用事業が加えられた。この道路占用事業が加えられた目的としては、市内の一大商業地域である“万代地区”と民間開放された“信濃川やすらぎ堤”をつなぐ商業施設間の道路空間の活用において、新潟の食や文化に触れあうイベント等を実施することで、エリア一帯の賑わいを創出して、交流人口を拡大すること²¹がある。そ

²¹ 新潟市(2016)「第6回新潟市国家戦略特別区域会議 新潟市提出資料」

の目的に向け、2016年10月から、新潟の地元食材の販売やキッチンカーといった食に関わるブース、ものづくりの体験ができるワークショップブースを出展するマルシェイベント「BANDAI GRAND MARCHE」が、年に2回（春・秋）に開催されている。2020年から2022年は、新型コロナウイルスの影響もあり開催されていなかったが、2023年10月28日、29日に約4年ぶりの開催がなされ、出店数は25店、参加者数は約2万名と大規模なイベントとなった²²。



図5 市道南2-1号線の位置図



写真5 市道南2-1号線の様子

出典：(図5)「新潟市 国家戦略特別区域 区域計画」(令和4年6月27日時点)の別紙1

「国家戦略道路占用事業の適用区域」の位置図より国土交通政策研究所作成

(写真5)国土交通政策研究所撮影(2023年9月)

② 事業資金の確保、収支状況、個別イベント開催コスト

前述の3事例のうち、2路線（市道南2-2号線、市道南2-4号線）の道路空間の活用を主体的に行っている商店街振興組合に、2023年9月21日、事業資金の確保や収支状況、個別イベント開催にかかるコスト等についてヒアリング調査を実施した。

表4に商店街振興組合の年間収支状況を整理した。商店街振興組合の事業資金としては、主に商店街事業費（商店街振興組合加盟店の各店舗からの賦課金）により確保しており、支出についてはイベント協賛金等がある。

担当者によると、収支は商店街振興組合の収入に合わせて、支出を調整するため、テラス席設置に係る費用で、その他の予算が逼迫するということはなかったとのことである。

<https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/160831goudoukuikikaigi/shiryoku6.pdf>（最終閲覧日 2023年12月7日）

²² 新潟交通株式会社からの回答内容による。

表 4 2022 年度の商店街振興組合の事例の収支状況

収入構成(年間)
・商店街事業費(商店街振興組合加盟店の各店舗からの賦課金) ・その他イベント等での補助金等 予算規模として、2022 年度で約 3,500 万円
支出構成(年間)
・イベント協賛金:約 1,600 万円 ・その他主要な支出:イルミネーション、アルバイトの person 費、運営費、環境整備(違法駐輪撤去、街路灯、防犯カメラ) ・テラス席設置に係る費用として、2022 年度 11 万円

出典:2023 年 9 月 21 日に実施した新潟交通株式会社とのヒアリングに基づく

次に、市道南 2-2 号線で開催されている個別イベントである「万代ホコテン～Re:にじのまち～」の開催にかかるコストを表 5 に示す。このイベントは市道南 2-2 号線を通行止めとし、歩行者天国としたイベントであり、道路上に人工芝を敷設し、ソファ・チェアの設置を行い、憩いの場を作るとともに、フリーマーケットやキッチンカーの出店が行われる。今年度は 9 月までに計 5 回開催されている。

イベント開催にかかる費用は、補助金(経済産業省による令和 4 年度第 2 次補正予算「面的地域価値の向上・消費創出事業」)及び商店街事業費により賄われ、主な支出は備品購入費、人件費、人工芝設置費用である。担当者によると、補助金については、関わりのあった企業の話から補助金の存在を知り、新潟市からのサポートも受けながら申請を行ったとのことであり、イベント開催のための事業資金のうち半分以上を占めているとのことである。また、イベント開催にあたっての道路占用料は支払っているとのことであったが、大きな額となっていないとのことである。

イベント開催にあたって費用や人員等の負担が多い事項としては、警察への道路使用許可申請があげられる。開催ごとに数回(1 時間～2 時間程度)の調整が必要とのことであり、さらに、警察の担当者の交代や他県の歩行者天国への車の突入事故などにより、前回許可された申請内容で次回イベントの使用許可申請を行ったとしても、警察から前回の申請内容に追加で対応が必要な事項の指示があるなど、追加で対応が必要なことが生じ、その都度道路使用許可申請内容の修正作業が必要となることが、負担となっているとのことである。なお、担当者によると、イベント開催にあたり、追加で歩行者専用標識や可搬式バリケードの設置や、看板内容の変更が求められ、約 40 万円追加の費用が発生したとのことであるが、安全管理の観点で重要であるから、必要経費であるとの認識であった。

表 5 歩行者天国イベント「万代ホコテン～Re:にじのまち～」の開催にかかったコスト

イベント名	歩行者天国イベント「万代ホコテン～Re:にじのまち～」
開催日	9月までに計5回、土日開催をあわせて計10日間実施。
イベントや個別取組の内容	約100mの歩行者天国区画を設けたイベント 区画内でのキッチンカー、フリーマーケットの出店、及び人工芝敷設、ソファ・チェアの設置による憩いゾーンの設置
参加者数	1,000人程度(第1回開催時)
開催に要した費用とその内訳	
開催経費:1,500万円 用途:備品購入費、人件費、人工芝設置費用等	
イベントの開催に際して費用や人員等の負担が多い事項	
・警察への道路使用許可申請。 →開催ごとに数回(1時間～2時間程度)の調整が必要となり、警察からの要求内容も、担当者の変更や他県の歩行者天国での事件の影響もあり、開催毎に異なっていた。	
関係機関等との調整に要した事項	
・イベントの予告看板や通行止め看板、バリケードの設置等	
関係機関等との調整において行政から要請された内容のうち、経費に大きく影響した内容やその負担規模	
・歩行者専用標識、可搬式バリケードの設置や看板内容変更 →合計して40万円追加の費用が発生	
運営資金の確保方法	
・補助金(経済産業省令和4年度第2次補正予算「面的地域価値の向上・消費創出事業」) ・商店街事業費	
行政機関(新潟市)からのサポートの有無	
・道路活用における関係機関協議に係る支援 ・新潟駅・万代地区周辺エリアプラットフォームにおける情報共有や関係団体との連携 ・都心のまちづくり「にいがた2km」の広報活動による支援	
同様のイベントやその他のイベント等の実施頻度	
特になし	

出典:2023年9月21日に実施した新潟交通株式会社とのヒアリングに基づく

国家戦略特別区域法に基づく道路空間活用事例である「BANDAI GRAND MARCHE」においても、イベント開催に当たっての関係機関等との調整のため、警察との調整に6日程度、新潟市との調整に4日程度、それぞれ担当者1名が対応し、関係機関からは、予告看板の追加を求められたため、費用負担が15万円程度増加した²³とのことであった。道路空間活用にあたり、関係機関等との調整が複数回に渡ることで、安全面の観点等から追加の対応が求められるケースが十分にあり得るといえることがうかがえる。

4. 分析

第3章では、新潟市における河川空間および道路空間の活用事例、各事例の収支構造及

²³ 新潟交通株式会社の担当者からの回答内容による。

びイベント開催コストについて紹介した。民間事業者等が継続して取組を行う上で前提となる、活動資金の確保手法に着目して分析してみると、両事例には、以下の特徴を見出すことができる。

第一に、いずれの事例も、固定的に活動資金を確保する仕組みを有している点が挙げられる。ミズベリング信濃川やすらぎ堤の場合、出店者からの出店料（特にブース出店料）がこれに当たり、商店街振興組合による活用の場合、加盟店から徴収される賦課金が、公共空間を活用する際の固定的な活動資金となる。固定的な活動資金があることにより、資金の見通しが立ちやすくなるため、活用事業者は、計画的・安定的に公共空間活用事業に取り組むことが可能となる。

第二に、公共空間での個別イベントなどの実施にあたり、固定的な活動資金以外の資金調達手段を確保している点が挙げられる。ミズベリング信濃川やすらぎ堤の場合、イベント参加料が、市道南 2-2 号線の活用では、イベント実施のために申請した補助金が個別イベント用の資金になる。特に、市道南 2-2 号線において開催された「万代ホコテン」では、経済産業省からの補助金により事業資金の半分以上が賄われており、イベント運営にあたり大きな役割を果たしている。このように、個別イベントの開催にあたっては、固定的な活動資金以外の資金を確保できているかどうかにより、イベント開催回数、規模も左右されると考えられる。

第三に、両事例は、活動資金の調達そのものが、公共空間活用の周辺にいるステイクホルダーに対して、間接的な公共空間の活用事業への参画を促す仕組みとなっている。例えば、商店街振興組合の活用の場合、加盟店に対する賦課金の徴収制度がこれに該当し、ミズベリング信濃川やすらぎ堤の活用の場合、出店者がスノーピーク社に対して支払う売上金がこれに当てはまる。さらに、ミズベリング信濃川やすらぎ堤の活用では、出店者から徴収された売上金は、スノーピーク社の活用資金の一部として、公共空間の利活用のために用いられる。このような売上金の徴収と利用の仕組みは、関係者からの単純な金銭の徴収を超えて、公共空間の活用によって生まれた直接的な経済的利益の一部が、公共空間活用事業に再び利用されることを意味する。公共空間の利活用→経済的利益の創出→受益者からの利益の還元→さらなる利活用、という好循環を生み出すものといえる。

第四に、行政の適切な関与があるという点である。ミズベリング信濃川やすらぎ堤の活用の場合、信濃川下流河川事務所とスノーピーク社のやりとりを新潟市が仲介し、調整している点、商店街振興組合の活用の場合、イベント開催のための補助金申請にあたり、新潟市のサポートを受けたという点に表れている。このように、行政が民間事業者の取組を支援することは、民間事業者が公共空間を活用する際にかかる調整コストの低減や活動資金の確保につながることを示唆するものである。

5. おわりに

本稿では、新潟市における河川空間・道路空間の活用の取組として、スノーピーク社によるミズベリング信濃川やすらぎ堤の活用と商店街振興組合による市道南 2-2 号線、市道南 2-4 号線の活用を中心に、各事例の取組内容や収支状況、イベント開催経費についてその実態を紹介した。両事例の活動資金の確保手法に着目して分析し、①固定的に活動資金を確保する仕組みを有している点、②個別イベントなどの実施にあたり、固定的な活動資金以外の資金調達手段を確保している点、③公共空間活用の周辺にいるステイクホルダーが、活動資金の調達を通じて、間接的に公共空間活用に参画している点、④行政の適切な関与がある点の 4 点に特徴があることを把握した。特に、④については、行政の関与の仕方によって、民間事業者等が公共空間活用事業に伴う非金銭的なコストを小さくし、また、事業の実施に必要な補助金の獲得につながる可能性を持つため、官民連携による公共空間活用の運営手法として注目に値する。

引き続き、他の公共空間活用の取組に関する事業の収益確保手法について調査を実施し、民間事業者等が継続して取組を行う上で、参考となる収益構造や官民一体による効果的な運営手法のあり方について検討する。

参考文献

- 深沢瞳、鶴指眞志、酒井聡佑、田中和氏（2023）「地方自治体による公共空間活用の実施状況」『国土交通政策研究所紀要』81号 pp.39-54
- 深沢瞳、多田智和、酒井聡佑、兼元雄基、田中和氏（2023）「河川空間活用事例調査研究（中間報告）」『国土交通政策研究所紀要』81号 pp.67-85
- 鶴指眞志、深沢瞳、田中和氏、兼元雄基（2023）「道路空間活用事例調査研究（中間報告）」『国土交通政策研究所紀要 81号』 pp.147-163

（HP 公開日 2024 年 2 月 9 日）

※本稿は、「国土交通政策研究所紀要第 82 号 2024 年」掲載予定論文を刊行前に早期公開するものである。